

誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の概要

(1) 業 務 名

誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業

(2) 委託期間

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 業務内容

別紙「誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業委託仕様書」のとおり

2 委託上限額

6,323,460円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出期限

令和7年6月12日（木）16時（必着）

イ 提 出 先

〒514-8570 三重県津市広明町13 番地

三重県医療保健部 健康推進課健康対策班（三重県庁4階）

ウ 提出方法

上記イの提出先に、下記エの提出書類を郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。なお、郵便又は民間事業者による信書便の場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。

エ 提出書類

（ア）企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

（イ）役員等に関する事項（第2号様式）

（ウ）企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第3号様式）

(エ) その他、上記(ア)に記載の添付書類一式

(2) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、申請者に対し、令和7年6月26日(木)までに電子メール又は電話により通知する。

(3) 企画提案資料の提出

ア 提出期限

令和7年7月4日(金)16時(必着)

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13 番地

三重県医療保健部 健康推進課健康対策班(三重県庁4階)

ウ 提出方法

上記イの提出先に、下記5の提出書類を郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。なお、郵便又は民間事業者による信書便の場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。

5 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書(任意様式) 7部(正本1部、副本6部)

- ・原則、日本工業規格A4判、両面印刷、長辺とじとすること。
- ・別紙「誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業委託仕様書」の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。

(2) 見積書(任意様式) 7部(正本1部、副本6部)

- ・委託業務の経費総額及び費用内訳を記載すること。
- ・見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)とすること(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

(3) 契約実績証明書(第4号様式) 7部(正本1部、副本6部)

- ・今回の委託金額と同規模程度又は同規模以上の過去3年間の契約実績について記載すること。該当がない場合は「該当なし」として提出すること。

6 最優秀提案の選定及び評価方法

(1) 選定

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、誰もが自然に健康になれる食環境づくり推進事業企画提案コンペ選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、以下の審査基準により審査を行い、最優秀提案を選定する。

ア 目的適合性

- ・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

イ 企画性

- ・効果的な事業の実施に向けた創意工夫を講じており、かつ、実現可能な提案内容となっているか。

ウ 専門性

- ・本業務を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウを有しているか。
- ・行政機関や研究機関等における食環境づくり関連の情報を十分把握しているか。

エ 業務遂行能力

- ・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。
- ・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。
- ・本事業に類似する事業の契約実績があるか。

オ 経済合理性

- ・経費の節減に配慮した見積額となっているか。

(2) プレゼンテーションの実施及び選考結果の通知

提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、5者程度を選定したうえでプレゼンテーションを実施する。書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時等については、すべての提案者に対し、令和7年7月8日（火）17時までに電子メール又は電話により通知する。

ア プレゼンテーション審査の実施

(ア) 日 時

令和7年7月15日（火）（予定）

(イ) 方 法

Web会議システム（Zoom）により実施（予定）

(ウ) 形態等

提出済みの企画提案資料（紙）及び画面共有機能による投影で行う。

なお、提出済みの企画提案資料と画面共有機能により投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案資料の内容により審査・選考を行うものとする。

イ 選考結果の通知

最優秀提案者を決定した後、すべての提案者に対して速やかに通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年6月6日（金）15時まで

(2) 質問の提出方法

FAX又は電子メールにより「17 担当所属」あてに提出し、必ず電話により到達確認を行うこと。なお、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当部署、担当者名、電話番号及びメールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年6月10日（火）までに三重県ホームページに掲載する。

8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所

- 管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

9 契約方法に関する事項

- (1) 三重県医療保健部健康推進課が示す契約条項により委託契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託事業者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託事業者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札

資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

15 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

16 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない（該当部分については個別に協議する。）。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (5) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

17 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部 健康推進課 健康対策班 担当 森田
電 話：059-224-2294
FAX：059-224-2340
E-mail：kenkot@pref.mie.lg.jp